

上水道未加入者にお知らせ

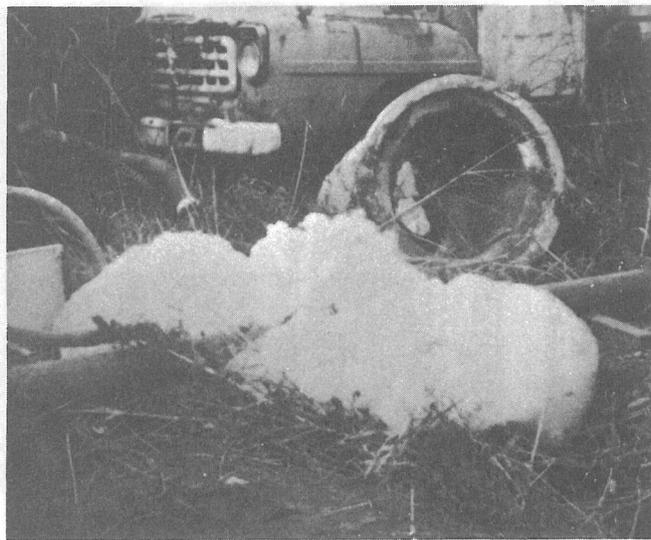
地下水の汚染は進んでおります

上水道の加入については既に案内のとおりですが、町では今回未加入者個々に通知し加入を勧めております。

地下水の汚染は、申すまでもなく急速に進んでいます。過日企業団が大網白里町で試掘したところ泡状の水だけしか出ませんでした。驚いて検査をしたところ地下水に

洗剤が浸透していることが判明しました。このように、近年は一般家庭の生活様式が急速に変わり、洗剤など化学薬品の使用が増加しています。それに伴って地下水は急

たすことにはないにしてもこれではは身体に良いことはありません。私達の健康を守るためにはどうしても上水道は必要です。そこで町では、全世帯が加入し健康で快適な生活ができるようにふたたび加入受付をしております。まだ未加入の世帯ではもう一度このようなことを考え合せ、安心して飲める上水道加入をお勧めします。



中央の白い部分は地下水を汲みあげてできた泡

負担金の概算

- ◎新設(13ミリの場合)
加入金 40,000円 + 給水装置工事費 51,200円 = 91,200円
- ◎既設(13ミリの場合)
加入金 40,000円 + 給水装置工事費 31,540円 = 71,540円
- ◎支払いの時期

加入金・工事費 立 開 始	加入金納付開始	加入金・工事費納付期限
昭和51年1月	昭和51年9月	昭和52年3月31日
給水装置工事期間		

速に汚染されています。私達はその汚染された地下水を飲料水として毎日使用しています。飲んで直ちに身体に支障をき

なお、締切後の加入は、地域により、二倍以上となることもあります。また配水管の布設計画によっては給水できないこともありま

今回の申込み通知は往復ハガキを使用しましたので所要事項を記入して十一月末日までにポストに投函して下さい。ハガキを紛失した場合、企画課に申込み用紙がありますので印かんを持参して申込みをしてください。尚、詳しくは御遠慮なく企画課へお問い合わせ下さい。

水道事業の連絡

協議会委員決る

委員は町長の推薦する受益者十四名職員一名で構成されています。この連絡協議会は、加入者を代表して水質、給水、料金などの水道事業運営についての事項を協議する機関です。委員は次のとおり

- | | | |
|-----|-------|---------|
| 部 落 | 氏 名 | 電話番号 |
| 上 町 | 久保田貞雄 | (2)一七九 |
| 屋形南 | 伊藤 章 | (2)〇六一 |
| 小 堤 | 神保 真 | (2)一三八〇 |
| 寺 方 | 萩原安一 | (2)三六五二 |
| 中 台 | 伊藤 仁 | (2)一七九八 |
| 長 倉 | 吉川義男 | (2)一三一九 |
| 本 町 | 瀬利忠作 | (2)〇九〇四 |
| 東 町 | 水野忠一郎 | (2)〇二一〇 |
| 古 川 | 行方成利 | (2)一五三六 |
| 栗 山 | 五木田広 | (2)三七一九 |
| 鳥 喰 | 山岸定雄 | (2)〇五四一 |
| 南川岸 | 佐瀬吉郎 | (2)二七一九 |
| 新 島 | 伊藤 昭 | (2)三五五六 |
| 企画課 | 市原徳礼 | (2)一一一一 |

公職選挙法の 一部が改正 衆議院選挙区の分割、定数増や寄付行為の禁止などを新たに加えた公職選挙法の一部改正が十月十四日から施行されました。今回改正された主な点は、衆議院の選挙区の分割と定数増、供託金の引き上げ、後援団体などの文書図書規制、寄付の禁止規定の強化、選挙に関する報道評論などです。この中で施行と同時にかわり合いを持つものとしては、候補者サイドで立て札、看板類の規制、ポスターの裏うち掲示の禁止があり、また、有権者サイドでは慶弔をはじめとする祝儀、花輪などの寄付要求の禁止があります。立看板については、タテ百五十七センチ、ヨコ四十七センチ以内のものを衆議院選で一候補十以内、県議会議員、市議会議員、指定都市以外の市長の選挙六、指定都市の長の選挙十、町村議会議員または町村長の選挙で四以内に制限し政治活動用事務所以外に掲げられなくなりまし